

船用エンジンにおける NOx 放出量確認試験の適切な実施に係る検討会 規約

第1条（趣旨）

この規約は、「船用エンジンにおける NOx 放出量確認試験の適切な実施に係る検討会」（以下「検討会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

検討会は、令和6年に複数の船用エンジンメーカーにおいて、NOx 放出量確認試験における不適切行為が確認されたことを踏まえ、特定のメーカーに限らず、同試験における同様の不適切行為の発生防止のため、国として講ずべき必要な対策を検討することを目的とする。

第3条（組織等）

検討会は国土交通省海事局が設置し、国土交通省海事局海洋・環境政策課を事務局とする。

第4条（委員）

検討会の委員は、別紙のとおりとする。

第5条（検討会委員長）

- 1 検討会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は検討会の運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6条（検討会の招集と参加方法）

- 1 検討会は、委員長の了解を得て事務局が招集する。
- 2 検討会への参加は、対面、オンラインのいずれかの方法によるものとする。

第7条（公開）

- 1 検討会の会議は、原則として冒頭部分のみ公開とし、傍聴は認めない。
- 2 事務局は、委員長の確認を得た上で、議事要旨を速やかに公表する。
- 3 非公開とする議論の範囲は、企業秘密、個人情報、または業務上の機微情報を含むなど、公開により不利益が生じるおそれがある場合に限る。

第8条（関係者からの意見聴取）

委員長が必要と認めた場合は、関係者等から意見を聴取することができる。

第9条（守秘義務）

検討会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

第 10 条（資料の取扱い）

検討会において配布された資料のうち、非公開と指定されたものについては、事務局の許可なく複製、転載または第三者への開示を行ってはならない。

第 11 条（利益相反の回避）

委員は、自己または所属団体の利益に直接的な影響を及ぼす事項については、あらかじめ委員長および事務局に届け出なければならない。委員長は当該委員の議論および決定への参加の可否を判断するものとする。

附則（施行期日）

この規約は、令和 7 年 4 月 16 日より施行する。

以上

別紙

船用エンジンにおける NOx 放出量確認試験の適切な実施に係る検討会

委員等名簿

(敬称略)

(委員)

【有識者】(五十音順)

高崎 講二 国立大学法人 九州大学 名誉教授
中山 龍太郎 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行パートナー弁護士
平田 宏一 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所
所長

【国土交通省】

宮武 宜史 海事局 局長
今井 新 大臣官房 技術審議官
高田 公生 海事局 総務課長
河合 崇 海事局 海洋・環境政策課長
池田 隆之 海事局 検査測度課長
吉田 正則 海事局 船舶産業課長

(オブザーバー)

大石 真哉 一般財団法人 日本海事協会 機関部長

(事務局)

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課